

自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する環境省令案について

平成 22 年 1 月 28 日

環境省自然環境局

国立公園課

I. 制定の趣旨

平成 21 年 6 月 3 日に公布された自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）において、①公園事業の執行に関する規定の整備、②特別地域内等における行為規制の拡充、③海域公園地区制度の創設、④利用調整地区制度の見直し、⑤生態系維持回復事業制度の創設等の制度改正が行われた。この改正を受け、自然公園法施行規則（昭和 32 年厚令第 41 号）及び自然環境保全法施行規則（昭和 48 年総令第 62 号）の一部を改正し、公園事業の執行の認可等の申請書等に関する規定、特別地域、海域公園地区等において許可を要する行為として新たに追加された行為の許可基準及び許可等を要しない行為に関する規定、利用調整地区制度の見直しに伴う不要認定行為及び立入り認定の基準に関する規定、生態系維持回復事業の事業内容及び確認・認定の基準等に関する規定等を定めるものである。

II. 制定の内容

II-1. 自然公園法施行規則の一部改正

1. 公園事業の執行に関する規定の追加

改正法において、公園事業の執行に関する規定が法律に規定されることとなり、これまで改正前の自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号）において規定されていた公園事業の執行認可の申請書の記載事項等については、環境省令で定めることとされた。

これらの規定に関し、改正後の自然公園法施行規則（以下「省令」という。）では、以下の内容について規定を追加する。

(1) 国立公園事業の執行の協議又は認可の申請書等

①改正法第 1 条の規定による改正後の自然公園法（以下「法」という。）第 10 条第 4 項第 6 号の規定による国立公園事業の協議又は認可の申請書に記載する事項を以下のとおり規定する。

○公園施設の構造

○改正後の自然公園法施行令第 1 条第 1 号から第 9 号までに規定する公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

○工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

②法第 10 条第 5 項に規定する国立公園事業の協議又は認可の申請書に添付しなけ

ればならない書類を以下のとおり規定する。

○公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

○公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000の1以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図並びに公園施設に関する縮尺1,000分の1以上の配置図

○工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

○法人にあつては、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書

○個人にあつては、住民票の写し

○申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び事業収支予算書

※従前より申請書に添付しなければならないとされている書類については、規定ぶり等の整理を行った上で、引き続き添付を要することとする。

（2）公園施設の変更等の同意又は認可を要しない事項

法第10条第6項ただし書きに規定する軽微な変更を以下のとおり規定する。

○法第10条第4項第1号※に掲げる事項の変更

※氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名（法第10条第4項第1号）。

○法第10条第4項第5号※に掲げる事項のうち、次に掲げる事項の変更

- ・公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- ・公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、供用期間
- ・公園施設の占有又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

※公園施設の管理又は経営の方法（法第10条第4項第5号）

○省令に掲げる事項のうち、次に掲げる事項の変更

- ・改正後の自然公園法施行令第1条第1号から第9号までに規定する公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日
- ・工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

（3）公園施設の変更等の同意又は認可の申請書

①法第10条第7項の規定による公園施設の変更等の同意又は認可の申請書に記載する事項を定める。

②公園施設の変更等の同意又は認可の申請書に添付しなければならない書類を以下のとおり規定する。

○公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

○変更しようとする事項が公園施設の種類、位置、規模又は構造に係るときは

- 、変更の内容に係る以下に掲げる書類
 - ・公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図並びに公園施設に関する縮尺1,000分の1以上の配置図
 - ・工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- ※従前より申請書に添付しなければならないとされている書類については、規定ぶり等の整理を行った上で、引き続き添付を要することとする。

（４）軽微変更の届出書

法第10条第9項の規定による軽微な変更の届出書に記載する事項を定める。

（５）地位の承継の同意又は承認の申請書

- ①法第12条第1項の規定による地位の承継の同意又は承認の申請書に記載する事項を定める。
- ②地位の承継の同意又は承認の申請書に添付しなければならない書類を以下のとおり規定する。
 - 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
 - 国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - 合併した場合にあつては、合併契約書及び消滅した国立公園事業者の登記事項証明書
- ③法第12条第2項の規定による相続の承認の申請書に記載する事項を定める。
- ④相続の承認の申請書に添付しなければならない書類を以下のとおり規定する。
 - 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
 - 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - 国立公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - 相続人が2人以上ある場合にあつては、申請者が国立公園事業者の地位を承継することをその全員が同意していることを証する書類

（６）休廃止の届出書

- ①法第13条の規定による国立公園事業の休廃止の届出書に記載する事項を定める。
- ②休廃止の届出書に記載しなければならない書類を以下のとおり規定する。

- 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(7) 執行の同意又は認可の失効の届出書

- ①法第14条第2項の規定による執行の同意又は認可の失効の届出書に記載する事項を定める。
- ②執行の同意又は認可の失効の届出書に記載しなければならない書類を以下のとおり規定する。
 - 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
 - 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消され、その他その効力が失われたことを証する書類

(8) 国定公園に関する公園事業

国定公園に関する公園事業についても、国立公園事業の規定を準用する旨を規定する。

2. 特別地域内等の要許可行為の追加関連

改正法において、自然公園における特別地域内等の要許可行為が追加された。その内容は、以下のとおりである。

<特別地域>

- 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること（法第20条第3項第3号）。
- 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（法第20条第3項第12号）。
- 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）（法第20条第3項第14号）。

<特別保護地区>

- 動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）（法第21条第3項第4号）。
 - 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（法第21条第3項第8号）。
- これらの新たに追加された項目について、申請がされた際に審査するための基準及び関連する許可が不要な行為については、環境省令で定めることとされた。

これらの規定に関し、改正後の省令では、以下の内容について規定を追加する。

(1) 新しく追加された要許可行為に関する許可基準の設定

改正法において、追加された規制項目に関する許可基準を以下のとおり追加する。

①特別地域における木竹の損傷に関する許可基準

○法第 20 条第 3 項第 3 号に掲げる行為に係る同条第 4 項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- ・申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- ・当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

②特別地域における植物の植栽等に関する許可基準

○法第 20 条第 3 項第 12 号に掲げる行為に係る同条第 4 項の環境省令で定める基準は、次のいずれかとする。

- ・第 24 項第 1 号※に掲げる基準に適合するものであること。
- ・災害復旧のために行われるものであること。

※学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること（省令第 24 項第 1 号。以下同じ。）。

③特別地域における動物の放出等に関する許可基準

○法第 20 条第 3 項第 14 号に掲げる行為に係る同条第 4 項の環境省令で定める基準は、第 24 項第 1 号の規定の例によるほか、法第 20 条第 3 項第 14 号の規定により環境大臣が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該行為が反復継続して行われるものでないこととする。

④特別保護地区における植物の植栽等に関する許可基準

○法第 21 条第 3 項第 3 号及び第 8 号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

- ・第 24 項第 1 号に掲げる基準に適合するものであること。
- ・植栽し、又は種子をまこうとする地域に現存する植物と同一種類の植物を植栽し、又はその種子をまくものであること（在来の景観の維持に支障を及ぼすおそれがないと認められるものに限る。）。
- ・災害復旧のために行われるものであること。

⑤特別保護地区における動物の放出等及び海域公園地区における動力船の規制に関する許可基準

○法第 21 条第 3 項第 4 号から第 6 号まで及び第 10 号並びに第 22 条第 3 項第 5 号及び第 7 号に掲げる行為に係る法第 21 条第 4 項及び第 22 条第 4 項の環境省令で定める基準は、第 24 項第 1 号の規定の例によるほか、当該行為が反復継続して行われるものでないこととする。

(2) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為

改正法において追加された以下の規制行為に関し、許可又は届出を要しない行為を追加する。

- ①「環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること」に関し、許可又は届出を要しない行為
- 試験研究又は学術研究のために木竹を損傷すること。
 - 地域住民の日常生活又は生業の維持のために木竹を損傷すること。
 - 病虫害の防除又は風致の維持のために木竹を損傷すること。
 - 農業を営むために木竹を損傷すること。
 - 漁業を営むために木竹を損傷すること。
 - 災害復旧、災害からの避難若しくは防災のために木竹を損傷すること。
 - 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
 - 電線路の維持のために木竹を損傷すること。
 - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
 - 国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
 - 国立公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
 - 国立公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき都道府県知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により都道府県が行う保全事業又は同条第3項の規定により都道府県知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
 - 測量、実地調査又は施設の保守のために木竹を損傷すること。
 - 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む）。
 - 遭難者の救助（救助に係る訓練を含む）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための行為その他これらに類する行為を行うために木竹を損傷すること。
 - 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために木竹を損傷すること。

- 法令の規定により指定された土地の区域の管理又は監視のために木竹を損傷すること。
- 施設又は設備の管理又は維持のために木竹を損傷すること。
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2項第3項に規定する環境教育を行うために木竹を損傷すること。
- ②「環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと」に関し、許可又は届出を要しない行為
 - 農業を営むために通常行われる行為のために法第20条第3項第12号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
 - 森林の整備及び保全を図るために法第20条第3項第12号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- ③「環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）」に関し、許可又は届出を要しない行為
 - 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと（法第20条第3項第14号の規定により環境大臣が指定する動物が犬である場合に限る）。
 - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと（法第20条第3項第14号の規定により環境大臣が指定する動物が犬である場合に限る）。
 - 適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合であつて、次に掲げるもの（法第20条第3項第14号の規定により環境大臣が指定する動物が犬である場合に限る）。
 - ・警察犬、狩猟犬等を、その目的のために放つこと。
 - ・人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いの目的のために犬を放つこと。

3. 特別地域内等の要許可行為の見直し関連

特別地域等に関する許可申請等に係る事務処理の迅速化及び明確化を図るため、今回の自然公園法施行規則の一部改正を機に、特別地域等内における要許可行為の許可の基準及び許可又は届出を要しない行為を見直す。

(1) 特別地域内における要許可行為に関する許可基準

公園事業若しくは農林漁業に従事する者、現に居住していた者その他居住することが必要と認められる者に関する住宅若しくは住宅部分を含む建築物及び

廃棄物最終処分場の設置に関する工作物について基準を明確化する。

(2) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為

①特別地域で行われる法第 20 条第 3 項第 1 号（工作物を新築し、改築し、又は増築すること。）に掲げる行為に関し、許可又は届出を要しない行為として以下の行為を追加する。

- ・住宅に付属する家庭用テレビアンテナ（直径 1 m 以下のパラボラアンテナを含む。）を新築し、改築し、又は増築すること。

②特別地域で行われる法第 20 条第 3 項第 13 号（山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。）に掲げる行為に関し、許可又は届出を要しない行為として「国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 10 条第 1 項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣であって、同法第 4 条第 3 項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第 5 条第 1 項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第 54 条第 2 項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。」を規定していたが（改正前の自然公園法施行規則第 12 条第 27 号の 2）、環境大臣の許可に係る対象として「鳥獣」を「動物」に改めるとともに、「植物」についても、特別地域で行われる法第 20 条第 3 項第 11 号（高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し又は損傷すること。）に掲げる行為に関し、許可又は届出を要しない行為として以下のとおり規定する。

- ・国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 10 条第 1 項の規定による環境大臣の許可に係る動物であって、同法第 4 条第 3 項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第 5 条第 1 項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第 54 条第 2 項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
- ・国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 10 条第 1 項の規定による環境大臣の許可に係る植物であって、同法第 4 条第 3 項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第 5 条第 1 項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第 54 条第 2 項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

(3) 特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為

特別保護地区で行われる法第 21 条第 3 項第 4 号（動物を放つこと（家畜の放牧を含む。）。）に掲げる行為に関し、許可又は届出を要しない行為として以下の行為を追加する。

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第 3 章の規定に

よる防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

○適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合であつて、次に掲げるもの。

- ・警察犬等を、その目的のために放つこと。
- ・人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いの目的のために犬を放つこと。

4. 海域公園地区制度の創設に関する規定関連

改正法において、従来の海中公園地区に替わる制度として海域公園地区制度が創設され、海域公園地区内の要許可行為が規定された。その内容は、以下のとおりである。

- 第 20 条第 3 項第 1 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる行為（法第 22 条第 3 項第 1 号）
- 環境大臣が指定する区域内において、熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物で、当該区域ごとに環境大臣が農林水産大臣の同意を得て指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷すること（法第 22 条第 3 項第 2 号）。
- 海面を埋め立て、又は干拓すること（法第 22 条第 3 項第 3 号）。
- 海底の形状を変更すること（法第 22 条第 3 項第 4 号）。
- 物を係留すること（法第 22 条第 3 項第 5 号）。
- 汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること（法第 22 条第 3 項第 6 号）。
- 環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること（法第 22 条第 3 項第 7 号）。
- 前各号に掲げるもののほか、海域公園地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの（法第 22 条第 3 項第 8 号）※。

※現段階において、政令で対応すべき規制行為はないことから、特段政令で措置していない。

上記の新たに規定された項目について、申請がされた際に審査するための基準及び関連する許可が不要な行為については環境省令で定めることとされていることから、これらの規定に関し、以下の（１）及び（２）の規定を追加する。

なお、法第 22 条第 3 項第 7 号及び第 8 号を除く行為は、海中公園地区内においても要許可行為とされていた行為であり、これらの行為に係る審査基準及び不要許可行為については、引き続き、同様の基準及び行為を規定することとする。

（１）海域公園地区における動力船の使用に関する許可基準の設定

○法第 22 条第 3 項第 7 号に掲げる行為に係る同条第 4 項の環境省令で定める基準は、第 24 項第 1 号の規定の例によるほか、当該行為が反復継続して行われるものでないこととする。

（２）海域公園地区内における許可又は届出を要しない行為

改正法において、追加された以下の規制行為に関し、許可又は届出を要しない行為を追加する。

- ①「環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること」に関し、許可又は届出を要しない行為
- 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用すること
 - 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用すること。
 - 外国船舶が海洋法に関する国際連合条約第19条に定めるところによる無害通航である航行のために動力船を使用すること。
 - 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるために動力船を使用すること。
 - 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）第2条第2項に規定する海岸漂着物等その他海域におけるごみその他の汚物又は不要物を収集又は運搬するために動力船を使用すること。
 - 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が遊漁船業を行うために動力船を使用すること。
 - 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第4条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。
 - 漁港漁場整備法第26条の規定により漁港管理者が行う漁港の維持管理のために動力船を使用すること。
 - 自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。
 - 郵便物の取集め、運送及び配達を行うために動力船を使用すること。
 - 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定により一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者がそれぞれ一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業を行うために動力船を使用すること。
 - 森林施業のために動力船を使用すること。
- ②海域公園地区で行われる法第22条第3項第1号中第20条第3項第4号（鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。）に掲げる行為に関し、許可又は届出を要しない行為
- 海底の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- ③海域公園地区で行われる法第22条第3項第4号（海底の形状を変更すること）に掲げる行為に関し、許可又は届出を要しない行為
- 藻場、干潟等における水底の底質等を改善するための耕耘その他海底の形状変更で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。

5. 海域における利用調整地区制度の創設等に伴う不要認定行為・立入り認定の基準関連

今回の法改正に伴い、海域公園地区においても利用調整地区を指定できることとするとともに、従来からの個人に対する立入り認定に加え、他の利用者に、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないように利用調整地区へ立ち入らせることができる者（以下、「代表者」という。）が代表して立入りの認定を受け、代表者の監督の下に利用調整地区へ立ち入る利用者については、改めて立入りの認定を受けることを要しないこととされた。

これらの規定に関し、改正後の省令では、以下の内容について規定を追加する。

(1) 利用調整地区における認定等を要しない行為

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で、国立公園又は国定公園の利用者以外の者が行うもので利用調整地区における認定等を要しない海域公園地区内で行われる行為を追加する。

その他、平成 18 年に指定された吉野熊野国立公園における西大台利用調整地区の運用状況等を踏まえ、各利用調整地区制度の着実な運用を図るため、利用調整地区における認定等を要しない行為に以下の行為を追加する。

○環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

(2) 利用調整地区への立入り認定の基準

海域公園地区においても利用調整地区を指定できることとしたことを踏まえ、利用調整地区への立入り認定基準として、利用調整地区内へ立ち入る船艇の隻数についても調整する必要があることから、現行の「利用調整地区の区域内的の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。」を「利用調整地区の区域内的の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める人数又は船艇の隻数の範囲内であること。」に改める。

(3) 立入りの認定の申請

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、立入りの認定の申請事項に、申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（法第 24 条第 8 項において準用する場合に限る）を追加する。

立入り認定の申請書に添付しなければならないこととされている立入り認定の基準を遵守して立ち入ることを約する書面について、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が当該書面の添付が必要ないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる旨の規定を追加する。

(4) 立入認定証の記載事項

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、代表者の監督の下に立ち入る者の立入認定証についても代表者の氏名を記載することとする旨の規定を追加する。

(5) 立入認定証の再交付

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、立入認定証の再交付の申請事項に、再交付を必要とする枚数（法第 24 条第 8 項において準用する場合に限る）を追加する。

(6) 他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件

代表者による立入認定制度が創設されたことを踏まえ、他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件として以下の要件を規定する。

○第 24 条第 7 項の規定による要件は、利用調整地区内において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすことがないようにその監督の下に他の利用者を立ち入らせることができるものとして、国立公園にあつては環境大臣が、国定公園にあつては都道府県知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであることとする。

6. 生態系維持回復事業制度の創設関連

今回の法改正に伴い、生態系を損なうおそれのある動植物の捕獲やモニタリングを予防的かつ一体的に実施するための生態系維持回復事業制度が創設され、国立公園においては国が、国定公園においては都道府県が自ら同事業を行うとともに、上記以外の者も生態系維持回復事業としての確認・認定を受けて同事業を行うことができ、その場合には特別地域等の行為規制に係る許可等の規定の適用を除外することされた。

これらの規定に関し、改正後の省令では、生態系維持回復事業の内容、確認・認定の基準等について、以下の内容を規定する。

(1) 生態系維持回復事業の内容

①法第 38 条第 3 項第 3 号の規定による生態系維持回復事業の内容を以下のとおり規定する。

- 生態系の状況の把握及び監視
- 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- 前各号に掲げる事業に必要な調査等

②法第 38 条第 3 項第 4 号の規定による生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項を以下のとおり規定する。

- 生態系維持回復事業計画の計画期間
- 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項
- 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項
- 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

(2) 国立公園における生態系維持回復事業の確認又は認定

環境大臣が国立公園における生態系維持回復事業の確認又は認定をする際の基準として、当該確認又は認定に係る申請書及び添付書類が法の規定により公示された生態系維持回復事業計画に適合している旨を規定する。

(3) 生態系維持回復事業の確認又は認定の申請

生態系維持回復事業の確認又は認定の申請事項として、法第 39 条第 4 項第 1 号から第 3 号までの事項のほか、生態系維持回復事業を行う期間を規定するとともに、当該申請書の添付書類を以下のとおり規定する。

- 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺 25,000 の 1 以上の地形図
- 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(4) 変更の確認又は認定を要しない事項

変更の確認又は認定を要しない事項（ただし、法第 39 条第 6 項ただし書きの軽微な変更として、同条第 9 項の規定による届出が必要）として、法第 39 条第 4 項第 1 号※に掲げる事項を規定する。

※氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名（法第 39 条第 4 項第 1 号）。

(5) 生態系維持回復事業の変更の確認又は認定の申請

生態系維持回復事業の変更の確認又は認定の申請事項を定める。

(6) 国定公園における生態系維持回復事業の確認又は認定

都道府県知事が国定公園における生態系維持回復事業の確認又は認定をする際の基準として、当該確認又は認定に係る申請書及び添付書類が法の規定により公示された生態系維持回復事業計画に適合している旨を規定する。

7. 権限の委任関連

公園事業に係る環境大臣の権限の一部については、地方環境事務所長に委任されているが、これらの権限については、今回の法改正後も引き続き地方環境事務所長に委任する旨の規定を整備する。

また、特別地域等に関する許可申請等に係る事務処理の迅速化を図るため、今回の自然公園法施行規則の一部改正を機に、地方環境事務所長への権限の委任事項を見直す。

Ⅱ－２．自然環境保全法施行規則の一部改正

１．特別地区内等の要許可行為の追加関連

今回の法改正に伴い、自然環境保全地域における特別地区内の要許可行為の拡充がなされた。その内容は、以下のとおりである。

＜特別地区＞

○環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること（法第 25 条第 4 項第 3 号）。

○環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（法第 25 条第 4 項第 4 号）。

○環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）（法第 25 条第 4 項第 5 号）。

これらの新しく追加された項目について、申請がされた際に審査するための基準及び関連する許可等が不要な行為については、環境省令で定めることとされた。

これらの規定に関し、改正後の省令では、以下の内容について規定を追加する。

（１）新しく追加された要許可行為に関する許可基準の設定

今回の改正に伴い追加された規制項目に関する許可基準を以下のとおり追加する。

①特別地区における木竹の損傷に関する許可基準

○当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

②特別地区における植物の植栽等に関する許可基準

○当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

③特別地区における動物の放出等に関する許可基準

○当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

（２）特別地区内における許可等を要しない行為

今回の改正に伴い追加された以下の規制行為に関し、許可等を要しない行為を追加する。

①「環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること」に関し、許可又は届出を要しない行為

○試験研究又は学術研究のために木竹を損傷すること。

- 地域住民の日常生活又は生業の維持のために木竹を損傷すること。
 - 病虫害の防除のために木竹を損傷すること。
 - 災害復旧、災害からの避難又は災害の防止のために木竹を損傷すること。
 - 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
 - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
 - 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
 - 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
 - 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を損傷すること。
 - 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地において木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
 - 遭難者の救助（救助に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための行為その他これらに類する行為を行うために木竹を損傷すること。
 - 法令の規定により指定された土地の区域の管理又は監視のために木竹を損傷すること。
 - 施設又は設備の管理又は維持のために木竹を損傷すること。
 - 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2項第3項に規定する環境教育を行うために木竹を損傷すること。
- ②「環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと」に関し、許可又は届出を要しない行為
- 森林の整備及び保全を図るために法第25条第4項第4号の規定により環境大臣が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
- ③「環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）」に関し、許可又は届出を要しない行為
- 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと（法第25条第4項第5号

の規定により環境大臣が指定する動物が犬である場合に限る。)

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと(法第25条第4項第5号の規定により環境大臣が指定する動物が犬である場合に限る。)

○適正なしつけ及び訓練がなされており、人の生命、身体及び財産に危害を加え、人に迷惑を及ぼし、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない場合であつて、次に掲げるもの(法第25条第4項第5号の規定により環境大臣が指定する動物が犬である場合に限る。)

・警察犬、狩猟犬等を、その目的のために放つこと。

・人、家畜、農作物等に対する野生鳥獣による被害を防ぐための追い払いの目的のために犬を放つこと。

2. 海域特別地区制度の創設に関する規定関連

改正法において、従来の海中特別地区に替わる制度として海域特別地区制度が創設され、海域特別地区内の要許可行為が規定された。その内容は、以下のとおりである。

○環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること(法第27条第3項第7号)。

○前各号に掲げるもののほか、海域特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの(法第27条第3項第8号)

※現段階において、政令で対応すべき規制行為はないことから、特段政令で措置していない。

これらの項目について、申請がされた際に審査するための基準や、関連する許可が不要な行為については、環境省令で定めることとされた。

これらの規定に関し、改正後の省令では、以下の内容を規定する。

(1) 海域特別地区における動力船の使用に関する許可基準の設定

改正法により追加された海域公園地区における動力船の使用に関する許可基準を以下のとおり追加する。

○当該動力船の使用の方法及び規模が、使用の行われる海域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 海域特別地区内における許可等を要しない行為

改正法により追加された以下の規制行為に関し、許可等を要しない行為を追加する。

①環境大臣が指定する区域内において当該区域ごとに指定する期間内に動力船を使用すること。

○国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む

。)、犯罪の防止又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用すること。

- 自衛隊がその任務を遂行するために動力船を使用すること。
- 海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用すること。
- 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために動力船を使用すること（あらかじめ、環境大臣に通知したものに限る。）。
- 外国船舶が海洋法に関する国際連合条約第19条に定めるところによる無害通航である航行のために動力船を使用すること。
- 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるために動力船を使用すること。
- 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）第2条第2項に規定する海岸漂着物等その他海域におけるごみその他の汚物又は不要物を収集又は運搬するために動力船を使用すること。
- 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第3条第1項の規定により遊漁船業の登録を受けた者が遊漁船業を行うために動力船を使用すること。
- 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第4条に規定する漁港漁場整備事業を実施するために動力船を使用すること。
- 漁港漁場整備法第26条の規定により漁港管理者が行う漁港の維持管理のために動力船を使用すること。
- 郵便物の取集め、運送及び配達を行うために動力船を使用すること。
- 港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第4条の規定により一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業の許可を受けた者がそれぞれ一般港湾運送事業、はしけ運送事業又はいかだ運送事業を行うために動力船を使用すること。
- 森林施業のために動力船を使用すること。

3. 生態系維持回復事業制度の創設関連

改正法において、生態系を損なうおそれのある動植物の捕獲やモニタリングを予防的かつ一体的に実施するための生態系維持回復事業制度が創設され、自然環境保全地域においては国が自ら同事業を行うとともに、上記以外の者も生態系維持回復事業としての確認・認定を受けて同事業を行うことができ、その場合には自然環境保全地域における特別地区等の行為規制に係る許可等の規定の適用を除外することとされた。

これらの規定に関し、改正後の省令では、生態系維持回復事業の内容、確認・認定の基準等について、以下の内容を規定する。

(1) 生態系維持回復事業の内容

①法第 30 条の 2 第 2 項第 3 号の規定による生態系維持回復事業の内容を以下のとおり規定する。

- 生態系の状況の把握及び監視
- 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- 前各号に掲げる事業に必要な調査等

②法第 30 条の 2 第 2 項第 4 号の規定による生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項を以下のとおり規定する。

- 生態系維持回復事業計画の計画期間
- 生態系維持回復事業計画の評価及び見直しに関する事項
- 生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携に関する事項
- 生態系維持回復事業の実施体制に関する事項

(2) 国立公園における生態系維持回復事業の確認又は認定

環境大臣が自然環境保全地域における生態系維持回復事業の確認又は認定をする際の基準として、当該確認又は認定に係る申請書及び添付書類が法の規定により公示された生態系維持回復事業計画に適合している旨を規定する。

(3) 生態系維持回復事業の確認又は認定の申請

生態系維持回復事業の確認又は認定の申請事項として、法第 30 条の 3 第 4 項第 1 号から第 3 号までの事項のほか、生態系維持回復事業を行う期間を規定するとともに、当該申請書の添付書類を以下のとおり規定する。

- 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺 25,000 分の 1 以上の地形図
- 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(4) 変更の確認又は認定を要しない事項

変更の確認又は認定を要しない事項（ただし、法第 30 条の 3 第 6 項ただし書きの軽微な変更として、同条第 9 項の規定による届出が必要）として、法第 30 条の 3 第 4 項第 1 号※に掲げる事項を規定する。

※氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名（法第 30 条の 3 第 4 項第 1 号）

(5) 生態系維持回復事業の変更の確認又は認定の申請

生態系維持回復事業の変更の確認又は認定の申請事項を定める。

Ⅲ. 予定

平成 22 年 1 月 28 日（木）～平成 22 年 2 月 28 日（日） パブリックコメント実施

平成 22 年 4 月 1 日（木） 改正規則の施行の日（法及び施行令の施行日と同日）